

公 募

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度輸出環境整備緊急対策委託事業（農畜水産物のモニタリング検査法の確立事業）
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月24日（水）
- (4) 納入場所 農林水産省輸出・国際局規制対策グループ

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと
- (5) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。
この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る公募の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。
- また、代表者は、上記（1）から（5）までの要件に適合していること並びに代表者を除く他の構成員については、上記（1）、（2）及び（4）、（5）までの要件に適合し、かつ、令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」を有していることが必要であり、共同事業体に参加する構成員は、本公司において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

3 公募要領を取得する方法

- (1) 取得方法： 農林水産省のホームページから入手すること。なお、公募期間中（行政機関の休日を除く）は、農林水産省大臣官房予算課契約班（本館1階、ドアNo.135）でも配付する（午前10時～午後5時）。
- (2) 公募期間： 令和8年2月3日（火）～令和8年2月18日（水）

4 その他

応募が複数ある場合には、競争性があることから一般競争入札によることとなるので、別途、公告する。

以上公募する。

令和8年2月3日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
須田 互

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigousya.pdf）をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。
詳しくは調達ポータルホームページ（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101>）をご覧ください。